
情報公開の手続きについて

- ◆ 情報公開法の定めるところにより、どなたでも、N E D Oに対して、N E D Oの保有する 法人文書の開示請求をすることができ、開示請求された法人文書は、原則として、情報公開法で定める不開示情報に該当するものを除き、全て開示することとされています。

- ◆ また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(任意代理人)による請求も認められています。

- ◆ 決裁、供覧等手続を終了したものに限らず、役職員が職務上作成し、用いたものとしてN E D Oが保有する文書、図画及び電磁的記録(ハードディスク、録音テープ、電磁的データ等に記録された電子情報)が開示請求の対象となります。

ただし、書籍、官報、白書、新聞その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの又は博物館、公文書館その他これに類する機関において、一般に閲覧に供するために特別の管理されている歴史的資料等は除かれます。

- ◆ 開示請求書に必要な事項を記載して、N E D Oの情報公開窓口へ郵送又は窓口で提出してください。

- ◆ 開示請求には、1件につき300円の開示請求手数料が必要です。
開示請求手数料は、現金、郵便為替又はN E D Oが指定する金融機関への振込により納付し、納付証明書の写し等を開示請求書に添付して、窓口へ郵送又は窓口で提出してください。

- ◆ N E D Oの情報公開窓口では、情報公開の制度の仕組みや開示請求手数料等に関する相談、問い合わせに対して、案内や情報の提供を行います。N E D Oの保有している法人文書ファイル管理簿の検索も可能です。

- ◆ 開示決定等に不服がある場合は、N E D Oに対して、審査請求をすることができます。N E D Oは審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて、審査請求に対する裁決を行います。

- ◆ なお、審査請求とは別途に、裁判所に対して決定等の取消を求める訴訟を提起することもできます。

【情報公開請求の流れ】

情報公開の手続きは主に以下の流れにより行われます。

- ①「開示請求書」に所定の内容を記載のうえ、ご提出ください（窓口持参又は送付）。

開示請求書に氏名を記載する際、旧姓の使用が可能です。ただし、旧姓を使用される場合は NEDO から郵便物が不着とならないようご注意ください。

<所在地>

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

法務部文書課 情報公開窓口

電話：044-520-5130

* 窓口に直接お越しになる場合は、できましたら 1 営業日前までに上記電話番号まで事前連絡いただけますと幸いです。

この際、1 件につき開示手数料 300 円が必要となります。現金、普通為替又は指定金融機関への振込による納付が可能です。

<振込先>

みずほ銀行 東京営業部 普通預金 4054094

名義：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ②「開示請求書」の内容及び「手数料の納付」を確認し、不備がなければ受理します。

- ③ 開示請求の内容を審査し、受理後 30 日以内（※）に対象の情報について全部開示・部分開示・不開示のいずれかを決定し、請求者に書面で通知します。

（※）期限の延長又は期限の特例が適用される場合は異なります。

- ④ 開示決定等の内容に基づく請求者の申出により、開示(又は部分開示)を行います。

(写しの送付の場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。)